

仕様書

1 委託業務名 令和8年度 障がい者等相談支援事業

2 委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号、相馬市障がい者計画及び相馬市障がい者福祉計画、相馬市障がい児福祉計画に基づき、障がい者・障がい児（疑いを含む）、難病患者（以下「障がい者等」という。）及びその家族並びに支援者からの相談に応じ、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

4 業務内容

障がい者等又はその家族等からの相談に応じ必要な情報の提供、助言等を行うもので、次に掲げる業務をいう。なお、業務を遂行するために、訪問相談、来所相談、電話相談等、障がいの特性に応じた柔軟な方法で実施すること。なお、計画相談業務、及び、相談場所等への移動時間は業務報告書から除外する。

（1）個別の相談

ア 福祉サービスの利用援助

- ・サービス情報の提供及び利用援助、申請援助
- ・介護相談その他のサービスの利用援助
- ・ピアカウンセリング

イ 社会資源を活用するための支援

- ・施設、事業の紹介
- ・福祉機器等の利用助言、指導
- ・コミュニケーション支援
- ・住宅に関する相談
- ・生活情報の提供

ウ 社会生活力を高めるための支援

- ・家族関係、人間関係に関する支援
- ・身だしなみ、健康管理等の指導
- ・家事、家庭管理の指導、助言
- ・趣味、余暇活動等社会参加に関する支援
- ・生活情報の活用に関する支援
- ・就労に関する情報提供及び助言等の支援

エ 権利擁護のために必要な援助及び専門機関の紹介

- ・虐待や権利侵害などに関する支援
- ・金銭管理の利用に関する支援
- ・成年後見人制度利用に関する支援
- オ その他必要な援助
 - ・上記以外の専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応

(2) 相談支援体制強化の取組【基本額に含む】

- ア 相談支援体制の充実・強化のための取組
 - ・関係機関との連携強化の取組
 - ・ケース検討会や研修会、関係機関が開催する会議や行事等を通じて、連携強化に努めること。
 - ・講師やファシリテーターとしての各種研修への参加
- イ 相馬市・新地町地域自立支援協議会との連携
 - ・相馬市・新地町地域自立支援協議会が主催する会議、各専門部会等への参画とともに、市とともに地域課題の解決に向けた取組を行う。

5 利用者負担 無料とする。

6 業務場所 受託者が相馬市内に設置する事務所等

7 人員体制 常勤の相談支援専門員を1名以上配置すること。

8 相談受付体制

相馬市内に事務所を1カ所以上置くこと。

訪問・来所のほか、電話・FAX・メール等を活用するなど、障がい者等からの相談受付が終日可能な体制を確立すること。ただし、日曜日・祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

また、緊急相談等に備えて緊急連絡先を確保し、対応できる体制を整備すること。

9 業務報告等

10

毎月の業務の実施状況を、別に示す様式により翌月15日までに報告すること。

11 委託料の支払い

(1) 支払額上限額は、基本額3,000,000円（消費税は別途加算）と加算額1,000,000円（消費税は別途加算）の合計4,000,000円（消費税は別途加算）とする。

なお、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、仕様書の内容に係る予算規模を示したものであり、また、受託者決定後、改めて仕様を定める。

(2) 支払時期

委託料の基本額は、4月に委託者に請求し、加算額は、4月から9月までの実施状況から算出した額

を10月に、10月から3月までの実施状況から算出した額を事業完了時に、委託者に請求する。委託者は請求書を受理した日から30日以内に受託者に対して委託料を支払うものとする。

1.2 その他の事項

- (1) 業務着手時に着手届（2部）を市に提出すること。
- (2) 本業務に従事する相談支援専門員等の名簿を業務着手時及び変更があった際に市に提出すること。
- (3) 業務完了後、完了届（2部）を市に提出し、担当者の確認を受けること。
- (4) 仕様書に定めのないものは、委託者と受託者の協議により取り扱うものとする。